

## 京都社保協 事務局通信

41期-第6号 2020.3.17

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都 6F Tel 075-801-2526 Fax 811-6170

mail:shahokyo@labor.or.jp http://kyotosyaho.web.fcc.com

### 相模原障害者施設殺傷事件判決にあたり、すべての人の生きる権利が尊重される社会にするために必要なことはなにかを考え、日々行動していきたい

2016年7月26日に入所者・職員45人を殺傷したとして殺人罪などの罪に問われた植松聖被告にたいする判決が3月16日、横浜地裁で言い渡されました。判決はくださったものの、なぜこんな事件が起こったのか、再び起こさないために何が必要かが明らかになったとはいえません。新自由主義や排外主義が広がり、競争・「効率化」社会といわれる中で、すべての人の生きる権利、人権を守るために私たちにながでできるのかをこれからも、考えていきたいと思えます。

この判決にあたり、京都障害児者の生活と権利を守る連絡会事務局長で、京都社保協運営委員の池添さんに寄稿していただきました。また、きょうされんの声明も紹介させていただきます。ぜひ、ご一読ください。

#### 価値観を考える

2016年7月、相模原市の障害者入所施設「津久井やまゆり園」で起こった、入所者を19人殺害し、24人と二人の職員に怪我をさせる犯行におよんだ事件の裁判が結審した。横浜地裁は、被告に対して死刑を言い渡した。(ちなみに私は死刑制度を容認しない立場で本稿を書いている)

この事件は、障害者福祉に及ばず、福祉全般の関係者に大きな衝撃を与えた。それは、事件そのものの悲惨さはもちろんだが、それ以上に、被告の「障害者が周りを不幸にする」という考えやそれを支持する世論があるという事実ではなかっただろうか。

なぜ被告が障害者は不幸だと決めつける考えに至り殺害したのかを知りたくて、何人もの人が被告と面会してきた。私も叶うものなら、話してみたかった一人。それでも変わらなかった、被告の「社会に役立たないものの存在を消すこと」を自らの存在の承認要求の手段にした価値観。「変えられなかった」といった方が正確かもしれない。

どんなに障害が重くても、人格があり、人生があり、生きる権利があることを机上の空論ではなく、時間を共有した経験や実践で感じた手ごたえや実際。それを仕事にしてきた私の50年は、まさに、被告が言っているような「生きていてもムダ、何の役にも立たない、社会のお荷物になるだけ」という価値観との対決だったのだと再認識した昨日。

この日本という社会では、障害者分野だけではなく、子どもや高齢者、貧困問題、性の多様性、虐待やDVなど、弱者がますます社会から取りこぼされている現実が顕在化している。たった今のコロナウイルス禍も、寛容さを吹き飛ばし、ちょっとした咳にもにらまれる現実。なりたくて陽性になったわけじゃない感染は、なりたくてなったわけじゃない障害のある人生、誰もが高齢になる当たり前の人生と同じ地平にある出来事ではないかと。

被告の残された人生に対して、誰がどのようにアプローチをするのかは私の力の及ぶところではないので、多くの可能なみなさんに託したい。植松被告が、自分が奪った命の価値を

理解してくれることを心から願う。

私の役割の一つに、この事件を通して考えてきた優性思想への批判的まなびと、内なる優性思想への気づきを話し合うことではないかと考える。ひょっとしたら誰にでもいる「ちっちな植松」に、自分で敏感になることから始めたい。

障害のあるなし、性の多様性、お金のあるなしに関係なく、誰もが、その人らしく生きる権利があること。自分の力でどうしようもないことに出会ったとき、社会に受け皿があり、ありのままで受け止めてもらえ、自分らしく生きることが認められる寛容な社会。これらのことが、大きな世論となるための発信を私の役割としたい。そしてその足元にある社会保障を推進する地盤を固めることもその延長線上にある。

毎年7月26日に、この事件を忘れないと取り組まれてきた相模原事件を考える実行委員会の取り組みにもつながり、今年も開催されることに無関心でいることなく、毎日を誠実に暮らしたい。

京都障害児者の生活と権利を守る連絡会 事務局長 池添素

声明

## この事件を忘れ去り 風化させてはならない

～相模原障害者施設殺傷事件の判決は本質に迫っていない～

きょうされん常任理事会

本日午後、2016年7月26日に起きた相模原障害者施設殺傷事件の犯人・植松聖被告(30)の死刑判決が横浜地裁で言い渡された。判決において事件の本質に迫ることがなかったのは、きわめて残念であったと言わざるを得ない。このまま判決が確定すれば、「重度障害者は不幸しか作らない」「意思疎通できない障害者は安楽死させるべきだ」という植松被告の主張と、彼の名前しか残らないのではないか。

本件に係る裁判員裁判では、刑事訴訟法に基づく公判前整理手続により、被告の刑事責任能力が争点とされたが、被害者の家族や裁判を見守る多くの障害のある当事者と関係者からは、量刑の内容と同時に、事件の本質や真相がどこまで解明されるのかに焦点が注がれた。

なぜなら、ひとりの青年を、障害のある多くの尊い命を奪うほどに凶悪な罪人にしてしまった根本的な原因や本質的な背景は何かを明らかにしなければ、また同様な事件の再発が危惧されるからである。しかし、今回の判決は、こうした事件の本質から目を背けた。

わが国の史上最悪とも言えるこの残虐な事件が、障害者施設という現場で起きたことや、発生から今日まで、犠牲となった19名の障害のある入所者をはじめ、45名の死傷者のほとんどが匿名とされたことを想うとき、これで本事件をすべて終わりにしてこのまま風化させてはならない。

なお、被告本人はこれまで、「控訴をしない」と上訴権を行使しないことを表明しているが、申立期間に控訴しなければ、近日中に刑が確定し裁判自体は終了となる。

わたしたちは、二度と同様な事件を再発させないために、仮に判決が確定したとしても、事件を風化させずに、引き続きこの事件の本質解明に向けての分析・研究・学習・討議を内外に呼びかけるものである。

2020年3月16日